



区画整理だより

第20号 平成15年12月

向洋駅周辺まちづくり事務所発行

ご意見・ご質問を

お寄せください。

電話 286-3123

286-3124

第3回審議会が開催されました。

日時…平成15年11月20日(木) 13:30~15:25

出席…委員10名(全員)、町職員(10名)

会議の概要

皆様の換地を定める際の基本となる「換地設計基準」の概要について、町の考え方を説明し、次回(第4回)の審議会で、より深い議論をするための質疑がありました。

第4回審議会開催のお知らせ

開催日時：平成15年12月9日(火曜日)

13:30~

開催場所：向洋駅周辺まちづくり事務所

会議室

内容：換地設計基準の概要について

第4回の審議会は公開と決定していますので、傍聴することができます。

傍聴の申し込みは、審議会当日の13:00から受け付けます。

なお、会場の都合により、傍聴できる人数が制限される場合もあります。

ご了承ください。



12月21日(日曜日)に

事業相談会を開催します。

場所：向洋駅周辺まちづくり事務所

日時：12月21日(日曜日) 朝9時00分~昼12時00分

お仕事の都合などで平日はなかなか来所できない方も多いことと思います。この機会にお気軽にご相談ください。

区画整理だより

換地設計基準（案）について．．．

換地設計基準では、

- ・ いつの時点の宅地を対象として換地設計を行うのか（換地設計の基準日）
- ・ 換地設計の基準となる整理前の宅地の地積（基準地積）の定め方
- ・ 換地設計の方法
- ・ 換地の位置や地積、間口などの形状の定め方
- ・ 所有者の同意により換地を定めない場合の取り扱い方法
- ・ 土地区画整理法に規定している特別の宅地に関する措置
- ・ 道路など公共施設の用に供している宅地に関する措置
- ・ 小宅地等に関する措置
- ・ 換地設計の基準日以降に権利の変動があった場合の取り扱い方法

などを定める必要があります。

※具体的な内容については、次回以降の区画整理だよりでお知らせする予定です。

換地設計の仕組み

